

令和7年4月17日付け公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に準じ、変更後の県営野田奈川地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要について、関係市長と協議するので、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定に準じ公告する。

なお、同法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第57条の2の2第2項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和7年4月17日

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

変更後の県営野田奈川地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

2 縦覧の期間

令和7年4月18日から令和7年5月20日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

4 意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

5 意見書の提出先

〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲541

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所